



尾張旭市 男女共同参画 推進条例

概要版



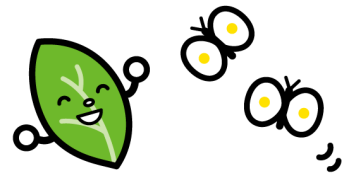
尾張旭市

男女共同参画社会の実現に向けて

1 条例のめざすものは？

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会です。

この条例によって、市と市民・事業者・教育関係者の皆さんと共に取組み、より一層、男女共同参画社会の実現をめざします。



(前文より)

私たちのまち尾張旭市は、男女が真に対等な市民として、性別に関わりなく持てる力を発揮し、人権を尊重し、平和で豊かな地域づくりと誰もが喜びと責任を分かち合えるまちづくりを通して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

しかし、今もなお、性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女が共に持てる力を十分に発揮することを阻害する社会制度及び慣行が根強く残っており、本市においても男女共同参画社会の実現にまだまだ多くの課題があります。

そのため、男女共同参画社会を実現するに当たり、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して様々な課題解決に積極的に取り組み、まち中に元気があふれ、市民一人一人が輝くまち尾張旭市を実現するため、この条例を定めます。

2 基本となる考え方は？

男女共同参画を進めるための5つの基本理念を定めました。(第3条)

1 個人の尊重

2 社会における制度又は慣行についての配慮

3 政策等の立案や決定への共同参画

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

5 国際的協調

3 わたしたちにできることは何？

男女共同参画を進めるために、市民・事業者・教育関係者のみなさん、そして尾張旭市が担っていく役割を定めています。(第4～7条)

市民のみなさんは

- 各自が男女共同参画を十分理解し、基本理念に基づいて日常のあらゆる場で積極的に実践していきましょう。
- 市が行う施策に協力しましょう。

事業者のみなさんは

- 男女ともに働く人が、多様な働き方が選択できる職場環境をつくっていきましょう。
- 市が行う施策に協力しましょう。

教育関係者のみなさんは

- 家庭教育、社会教育、その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていきましょう。
- 市が行う施策に協力しましょう。



尾張旭市は

- 基本理念に基づき、市が率先して、計画的に施策に取り組んでいきます。
- 市民、事業者、教育関係者、国や他の地方公共団体と協力し合い、連携して推進を図っていきます。

4 どのようなことに気をつけるの？

男女共同参画を妨げないよう、気をつけることがらを定めています。
(第8・9条)

- 性別による権利侵害の禁止（性別を理由にした差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス）（第8条）
- 市民に広く表示する情報への配慮（第9条）

5 尾張旭市はどのような取組を進めるの？

男女共同参画を進めるために、尾張旭市が実施する施策などを定めています。
(第10～23条)

- 基本計画の策定
- 施策の策定等に当たっての配慮
- 積極的改善措置
- 市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるための措置
- 雇用の分野における男女共同参画の推進
- 家庭生活とそれ以外の活動との両立支援
- 市民活動等への支援
- 国際的協調
- 調査研究
- 推進体制の整備
- 実施状況の公表
- 市が実施する施策に対する申出への対応
- 権利侵害の相談への対応
- 審議会

※条例の全文は、ホームページで閲覧できるほか、市民活動課で配布しています。

編集・発行

尾張旭市 市民生活部 市民活動課

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田 2600-1

URL <http://www.city.owariasahi.lg.jp/> E-mail siminkatudo@city.owariasahi.lg.jp

電話 (0561) 76-8126 FAX (0561) 52-0831

